

九州教区教会整備資金規則

九州教区教会整備資金制度は、1995年5月17日、第45回教区総会において、従来の「九州教区重点施策開拓伝道」はその役割を終了したとの判断に基づき、開拓伝道に限らず、広く教会整備のための援助体制を整える必要を満たす目的で設置された。これに伴い、従来の「重点施策費特別会計」を「教会整備資金特別会計」にすること、従来の「重点施策負担金」を「教会整備資金負担金」にすること、従来の「重点施策献金に関する申し合わせ事項」を「教会整備資金献金に関する申し合わせ事項」に変え、必要語句の訂正をして継続することとなった。

1999年5月4日、第49回教区総会において、教区機構改正が実施されるに伴い、従来「実施要項」と「運用細則」に分かれていた関連規則を「九州教区教会整備資金規則」として統合し、本制度がさらに用いられることを期するものである。

(目的)

第1条 教会整備資金は、開拓伝道に限らず、九州教区内の教会および伝道所が広く教会整備を行う助けとなることを目的に設置し、原則として土地取得、建物の新築・補修並びに宣教の拠点作りを申請に基づき援助する場合に適用する。

(財源)

第2条① 本資金を適用するときは、教会整備資金特別会計より支弁する。
② 教会整備資金特別会計は、教会整備資金負担金、教会整備資金献金、その他の収入をもって維持する。

(運用)

第3条① 本資金は、年200万円を限度として援助する。ただし、同一教会に対しては、年額の最高を100万円として連続3回までとする。また、最終援助年度より10年を経た場合にはこの限りではない。
② 災害復旧等で緊急を要する場合は、前項の規定を越えることができる。
第4条 前条の規定にかかわらず、申請1件に対する援助額は計画予算総額の二分の一を越えてはならない。
第5条① 同一年度に複数の申請があった場合もしくは、その年度に援助が継続している場合は、援助総額が第3条第1項の限度額以内である場合に限り、複数の援助をすることができる。ただし、災害等で緊急を要する場合はこの限りではない。
② 単年度の援助総額が、第3条第1項の限度額に達しなかった場合は、その差額を次年度に繰り越すことができる。

(申請)

第6条① 本資金の適用を申請しようとする場合、当該地区総会の承認を得なければならぬ。その場合、当該地区は応分の経済的負担を負うものとする。

② 前項の当該地区の負うべき経済的負担は、原則として計画予算総額の十分の一もしくは100万円の小さい方の額を下限とする。

なお、この経済的負担にあたっては、他地区の協力を得ることもできる。

第7条 本資金の申請をなそうとする教会は、申請書に次の各号の書類を添付して、援助を受けようとする前年度の8月末までに教区総会議長に提出するものとする。

(1) 計画書

① 計画趣意書

② 見積書及び設計図

③ 資金計画書

(2) 教会役員会議事録写し

(3) 教会総会議事録写し

(4) 地区総会議事録写し

(5) 申請年度の教会経常会計予算書及び前年度の決算書

第8条 教区が申請を受けた場合以下の手続きを経て承認するものとする。

(1) 申請を受けた教区総会議長は、関係書類を教会協力委員会に回付する。

(2) 教会協力委員会は回付された書類に基づき、承認の適否、援助額、複数の申請があった場合は優先順位または按分の方法等を審査し、常置委員会に答申する。

(3) 常置委員会は教会協力委員会の答申を受けて審議し、決定する。

(4) 援助開始は承認を受けた年度の翌年度からとする。但し、災害等の緊急を要する場合はこの限りではない。

第9条 本資金の援助を受けた教会は、計画完了後、教区総会議長に報告書を提出するものとする。書式は特に定めぬ。

(補則)

第10条 この規則の改正は、常置委員会の議を経て行い、教区総会に報告するものとする。

付 則

この規則は、1996年7月23日より施行する。

教会整備資金制度実施要項

(1995年 5月17日 第45回教区総会承認)

(1996年 5月 2日 第46回教区総会改正承認)

(1997年 5月21日 第47回教区総会改正承認)

(1998年 5月 5日 第48回教区総会改正承認)

教会整備資金制度運用細則

(1996年 7月23日 常置委員会承認)

(1998年 5月 5日 第48回教区総会改正承認)

教会整備資金規則

(1999年 5月 4日 第49回教区総会承認)

(1999年 9月 7日 常置委員会改正承認)

教会整備資金献金に関する申し合わせ事項

1. 九州教区の教会整備資金制度は、教区、地区、当該教会、教団の協力の下に運用されるものであるが、基本財産取得等、多額の資金を要するので、教区内各教会が指定献金をささげることがのぞましい。
2. 教会が、移転、新築、その他の理由で基本財産を処分した場合、その収入はその教会にとってあらためて基本財産を取得するための大切な宝であることは言うまでもない。その宝は教会の先達たちの信仰と献財によって購われ受け継がれてきたものであること、そして今ここに教会整備資金制度が同じ信仰による宣教の共有として運用されることに思いを致し、基本財産処分による収入の一部を教会整備資金指定献金としてささげることがを申し合わせる。その場合、献金額は収入額の十分の一を目標とする。
3. 教会整備資金献金の送金は、教区事務所宛おこなうものとする。

(1971年 5月 5日 第21回九州教区総会承認)

(1995年 5月17日 第45回九州教区総会改正承認)